

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成28年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	平成29年1月27日(金) 午後2時~午後4時45分
3. 開催場所	松阪市議会第3委員会室
4. 出席者氏名	<p><b>【委員】</b> 荒川哲郎、皆川治廣、青木浩乃、川崎佳代子、鈴木清子、世古勝、世古佳清、高柳伴子、中川留美、前田浩、松村淑子、渡邊和己</p> <p><b>【事務局】</b> 環境生活部長(吉田) 人権・男女共同参画推進課長(西) 人権推進室長(野間) 人権・男女共同参画推進課(丸島)</p> <p><b>【関係各課】</b> 障がいあゆみ課 子ども発達総合支援センター所長(南野) 住宅課長(岡本) 学校支援課 教育政策統括マネージャー(山本) 人権まなび課 指導主幹(油谷) 商工政策課 係長(北島) 危機管理室 防災危機管理地域防災連携担当監(船木) 第一隣保館 館長(谷中) 第二隣保館 館長(小林) 情報企画課 課長(野呂) 情報企画課 広報広聴担当主幹(中西) 職員課 課長(松山) 障がいあゆみ課 企画・管理係長(青木) 障がいあゆみ課 生活支援係長(世古) 福祉ささえあい課 課長(浅井)</p>
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人

7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画推進課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-1055 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp
--------	--

#### 議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

#### 議事録

別紙のとおり

【日 時】平成29年1月27日（金） 午後2時～午後4時45分

【場 所】松阪市議会第3委員会室

【出席者】

- (委 員) 荒川哲郎、皆川治廣、青木浩乃、川崎佳代子、鈴木清子、世古勝、  
世古佳清、高柳伴子、中川留美、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- (事 務 局) 環境生活部長（吉田）、人権・男女共同参画推進課長（西）、  
人権推進室長（野間）、人権・男女共同参画推進課（丸島）
- (関係各課) 障がいあゆみ課 子ども発達総合支援センター所長（南野）  
住宅課 課長（岡本）、学校支援課 教育政策統括マネージャー（山本）  
人権まなび課 指導主幹（油谷）、商工政策課 係長（北島）  
危機管理室 防災危機管理地域防災連携担当監（船木）  
第一隣保館 館長（谷中）、第二隣保館 館長（小林）  
情報企画課 課長（野呂）、情報企画課 広報広聴担当主幹（中西）  
職員課 課長（松山）、障がいあゆみ課 企画・管理係長（青木）  
障がいあゆみ課 生活支援係長（世古）  
福祉ささえあい課 課長（浅井）

○人権推進室室長より開会の辞

○委嘱状の交付

委員交代により1月27日より新たに松阪市人権施策審議会委員をお願いする。  
環境生活部長より委嘱状の交付。

○環境生活部長より挨拶

皆様こんにちは。環境生活部長です。宜しくお願ひ致します。

本日は大変お忙しい中、松阪市人権施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃は人権施策の取り組みに対しご理解、ご協力を頂いていることを厚く御礼申し上げます。また、先ほど委嘱させていただきました、委員様そして昨年7月に、委嘱をさせていただいております、委員様におかれましては審議会委員をご快諾いただき、誠にありがとうございます。今後、松阪市が実施致します、人権施策などへのご協力をお願いしたいと思っております。さて、松阪市の人権施策に関しましては、平成26年度には人権施策基本方針の第二次改定を行い、平成27年には人権施策行動計画を策定し、人権尊重の視点に立った、施策を推進しているところでございます。本日は、昨年度ご審議いただきました、平成22年度策定の行動計画に関し、24年、25年度のとまとめ部分と、平成27年度に策定の行動計画の27年度の進捗等についてのご意見を頂く予定でおります。皆様方からの、ご意見をお聞きし、検証を行う中で、基本方針に示します市民一人ひとりが希望にあふれ、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けまして、人権施策のより一層の充実を図って参りたいと思っております。本日は、ご審議のほうどうぞ宜しくお願ひ致します。

○欠席者報告

※都合により3人が欠席。

○議事 1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について

## 2. その他

### ○議事録

#### 【議長】

皆さんこんにちは、寒い中お集まりいただき、どうもありがとうございます。先ほどお話がありましたように、今日は人権施策の色々な評価に関して、お話し合いをしたいということで、よろしくお願いします。それでは、規則に基づいて、私が議長をさせていただきます。議事の進行について、ご協力をよろしくお願いします。議事の前に資料を確認したいと思います。行動計画における今後の取り組み課題について、配られている内容をもとにして進めたいと思います。また、行動計画における今後の取り組みの課題という資料も入っていると思います。このことについて、お話し合いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは、事務局のほうから評価についての、お願い等の説明をよろしくお願いします。

#### 【事務局】

(事務局より人権施策行動計画について説明。)

(松阪市人権施策行動計画の審議会の評価検証の仕方の変更を伝える。)

#### 【議長】

どうも、ありがとうございました。今年度の評価はこれまでやってきた評価と違う観点でやっていきたいということで、事前に事務局と私は話し合いました。それぞれの事業について、それぞれ実施された担当課が色々な思いを込めて、どんなことを願って市民とともに、事業を実施されたというようなところを踏まえて、その思いのところをきちっとお話ししていただいて、こういうところを特に自分たちは思いを込めてやったんだ、ということに関して評価を委員の方からご意見を賜りたいということで考えています。しかしながら、委員の方は市民の立場、市民の視点として、評価の観点をお持ちだと思います。各担当課が思いをもって実施されておりますけども、市民の視点との違いといいますか、そういうものもあるのではないかなと思いますので、市民の代表として、今日ご出席されておりますので、皆さんそれぞれのお立場からのご意見も、各担当課にお寄せいただけたらいいのではないかと私は思っています。今日の説明では各担当課が、先ほど申しましたように、事業を行った実施の主体者として自分たちの思いを語ってほしいと思っております。よろしくお願いします。その後で、各委員の方々から、また違った視点からのご意見ご質問があると思いますので、その辺も含めてお願いしたいと思っております。先ほど事務局からお話がありましたように、行動計画における今後の取り組むべき課題という資料に沿って、お話を進めていきたいと思っております。記載されている担当課から、順番に説明をしていただきます。まず、人権講演会などで行うアンケート調査についての分析、それをどのように今後の啓発にいかすのかということから、人権・男女共同参画推進課のほうから、まずはお話しをしていただきたいと思っております。今事務局から人権講演会におけるアンケート結果ということで、資料をお配りしてもらってます。こういったことを実施されたと、実施内容を含めてご覧ください。

#### 【事務局】

失礼します。人権・男女共同参画推進課です。宜しくお願ひ致します。今お配りしました内容で、

6月に行いました、心をつなぐ集いで中園ミホさん、こちらは参加者数が350人。そして、満足度が91.4%で、人権問題の関心・理解度については85.7%という結果が出ております。また、人権文化フェスティバル松阪、こちらは映画で参加者数300人、そして満足度が86.9%です。自殺予防講演会は3月に行いました。平成28年度は今からですので27年度を説明します。参加者数310人、そして満足度が79.3%で、こちらに関しましては、集客について動員は行っておりません。そして人権講演会につきましては、人権意識の高い方がリピーターになってみえる方もいらっしゃいます。課題としましては、人権意識の高まってみえない方、それから講演会に来られない方に対してどのようにすれば参加していただけるのか、毎回思案をしているところでございます。アンケートでは、関心のあるテーマや、今後希望する内容等を記載いただき、その内容を分析して今後の啓発に活用しております。28年度からは人権が尊重される社会になっているかの設問も新たに加え実施しております。そして、講演会の内容によって啓発先を検討することも心掛けております、例えば、医療関係であれば医療機関の方を重視して、また一般の方対象であればスーパーやドラッグストアなどという形で重視して配布をしております。12月4日に行いました、人権文化フェスティバル松阪「はなちゃんのみそ汁」の映画のほうなんですけども、こちらの方では市民の方のご意見が新聞に掲載されました。「命の大切さを再確認、思いやり、人と人のつながりなど、人権について学び大切さを共感した」と投稿されておりました。こういった声を聞かさせていただくと、1人でも多くの方に参加していただきたいと思い、引き続き啓発のほうを行っていきたくて考えております。以上で報告の方です。宜しくお願い致します。

**【議長】**

どうもありがとうございました。人権講演会等のアンケート結果についての説明等ですね。また、松阪市の啓発活動、またマスコミを利用するような啓発活動等、ご説明していただきました。なにか、ご質問、ご意見有りませんか？

**【委員】**

ご質問させていただきたいのですが、人権講演会それから人権啓発映画会、自殺予防講演会でアンケートとられましたよね？その時、先ほど個別記述があったというお話を伺ったのですが、どの程度の個別記述があって、どんな内容があったのか、もしご存じあればお話していただきたいのですが、ひょっとすると今後の講演会や映画会の役に立つような示唆を与えるご意見があれば、市役所も我々も有益なのですが、何件ぐらいありますか？相当あるんですか？

**【事務局】**

20件、30件という形で意見は出ております。

**【委員】**

そうですか、それまとめられますか？

**【事務局】**

まとめたものがございます。

**【委員】**

そうですか、もし、それを我々資料としていただければ、非常にありがたいんですけども、多分市民の方も、個別記述を書かれてそのあとどうなったかってフォローが多分知りたいと思うのですよね。個別記述を書いたのにほっとかれたってことが無いようにどこかで吸い上げて頂きたいと思います。できれば個別記述等が資料として残るのでしたら頂きたい。

**【事務局】**

お配りさせていただきます。まとまっておりますのでお配りする形になります。

**【委員】**

ぜひ、拝見させていただきたいです。

**【事務局】**

後でよろしいでしょうか？

**【委員】**

郵送でも構いませんので。

**【議長】**

そういうことで色々な人のご意見が具体的に書かれているというのは、そういうお話を期待してそのお話をお聞きしながらどのようにこれから人権審議会を通してそのような行動、どのようにやっていくのかということを考えていきたいと思います。

**【委員】**

それぞれの講演会については、ほんとうに市役所の担当の方が色々考えてくださって、チラシをみて、あっこれは行きたいなって、うまく紹介してありますので、参加することが多いのですが、これ見せてもらうと満足度がほとんど90%というか、参加したら、今までの自分の生き方を振り返りながら、未来に希望が持てて、こういう風にやりたいなっていう示唆を与えてくれる。こういう講演会や映画会が市民に訴えてると思うんですけど、先ほど言われた通り、同じ人が来たり、来られない人がどうしたらいいかということはあるんですが、わたしも含めて、本当に行った人は必ず、よかったという満足度を得れる、私も満足度、度々味わっていますので、その点をうまく伝える。行くときに誰かを呼び掛けていけばいいのですが、時間帯が合わない、誘うのがうまくいかないとき等もあります。講演会はいいい人が来てる、皆さんにこんな感じが与えられるということでよく考えられていいと思いますので、やっぱり参加をもう少し増やしたいなという気がします。

**【議長】**

どうもありがとうございました。どういう風に広げていくのか、なかなか来れない人たちも、興味があり、色々なことを知りたいなという気持ちをお持ちの方もいらっしゃると思うのです。なかなか時間が作れないけれども、知りたいなっていう方たちにどのようなつながりをしていくのかということも、考えていく大きなテーマではないかと思います。講演会の記録は、文章にして広

報するというようなこともされているのですか？

**【事務局】**

行っておりません。

**【議長】**

先ほど委員からお話があったように、非常に素晴らしいお話で、満足度が高いですね。そういう結果が出ていますので、こういう満足度の高いものをどのように広げていくのか、広がり方も今後松阪市の大きなテーマとしてあるのではないかなと思います。ご意見有りませんか？

**【事務局】**

先ほどのアンケートの各個人の意見というのは、この平成 28 年度の人権講演会と人権啓発映画会ということでお願いします。

**【議長】**

若い人たちの参加はあるのですか？例えば高校生、中学生の参加はありますか？

**【事務局】**

人権講演会ですが、アンケートで 244 名いただきました、その中で 10 代 7 名、20 代 4 名、30 代 12 名、40 代 15 名、50 代 60 名、60 代 84 名、70 歳代以上が 59 名という形で無記入が 1 名です。

**【議長】**

特に自殺予防の講演会は、いじめによって自殺をしたというような、新聞報道などもよくありますので、自殺予防の講演会はとくに若い世代、学校に行っている世代で、人間関係が難しくなっている状況や、そういう人たちも、含められるような企画を考えたら、自殺を防げることもあるのではないかと思います。そういうことでは、若い人たちに、呼びかけや、若い人たちが自殺予防の講演会を市と一緒に企画したり、企画段階での、色々な話し合いや若い人たちを取り込んでいく事。講演会をする前に、どういう方を呼んで、どういう内容で、どういうところに焦点を当ててもらって講演してもらおうか、若い人たちと一緒に行えば、若い人たちも自分たちのネットワークで、話を広げていくということもされるのではないかと思いますけれども、その辺りはどうですか？

**【事務局】**

自殺に関しましては、若い世代の方に来ていただきたいという思いは本当にあります。ただ、講演会をさせていただくにあたって、その内容に関しましては今後の検討課題だといつも思っております。若い方には講演会に来ていただきたいですけども、そんな中で、自殺関係に関しましては、悩みを抱えている方に焦点も合わせているところがございます。こころの相談窓口というパンフレット等を作らせてもらって、当事者にならないように、そちらの方に力も入れているところがございます。今、仰っていただきました講演会に関しましては、今後若い世代の方にも来ていただくように考えていきたいと思っております。

**【議長】**

どなたかご意見ありませんか？

それでは次の方に行ってもよろしいでしょうか？

基本施策の2番目、人権意識の高揚を図るための施策ということで、人権・男女共同参画推進課です。人権教育に取り組む指導者の養成における施策について、人権関係職員等養成講座への多くの市民・企業などが参加できるよう取り組んでいただきたい。とうことをお願いしたいと思います。

**【事務局】**

こちらの人権関係職員等養成講座は、毎年8月、9月に5日間10回の講座を開催しております。対象者は市職員、市民の方、企業の方でございます。よって市民の方への周知は、広報まつさか7月号で掲載し、募集を行っております。企業の方に対しましては、松阪市人権啓発企業連絡会会員の企業及び各障がい者福祉サービス事業所に対して参加依頼をお願いしております。10回の講座も本来であれば、連続講座であります。単独での講座受講も可能とし、参加しやすいように柔軟に対応しております。また、養成講座については、8月中に実施していましたが、事業所によっては、お盆の時期は繁忙期ということもあり、26年度からは実施時期をお盆以降に設定し実施しております。また講座については、幅広く人権について学んでいただくため講座、講師も選択して、取り組んでおります。以上です。宜しくお願い致します。

**【議長】**

そういうところでは、人権教育を松阪市で普及していくということの基本になる人を育てるということに関するその基本的なところをご説明していただいたきました。養成講座の受講者が、市民とともに活動をするというような、次のステップの企画等は考えておられるんですか？

**【事務局】**

そちらの方に関しましては、今回講習を受けて頂いた方に関しまして、それぞれの企業の方でリーダーとなり、また講習会等を行ってくださいということで行っております。

**【議長】**

それに関するフィードバック等がありますか？企業の中で、例えば障がいのある人たちの雇用の問題について、こういう話し合いをしましたなど、その中で、こういったことがなかなか難しい、さらにこういう問題について、もっと研修を深める必要があるなどというような、そのような企業のほうからの返し方というのが市の方にあるのではないかなと思うんですけどその辺りはどうでしょうか？

**【事務局】**

そこに関しましては、こちらの方へ報告としてはございません。当日の感想文等を頂くのみとなっております。

**【議長】**

企業もお忙しいからなかなか難しいですが、そういった話し合いの議事録など、話し合いの結果

こういった問題がまた出てきた、うちの会社の場合は、こういう大きな難しさがあるのではないかと、行政からこういう支援が欲しいというような、そういった話があれば、かなり将来的な見通しも立つのではないかと思うのですが、その辺りのところ今後どうするかということも、是非考えて頂きたいと思うのですが、どうでしょうか？委員の方いかがですか、障がいのある人の雇用の問題等は、自立支援協議会でもいろんな議論になると思いますけれども。

#### 【委員】

雇用問題は、私も県の方で委員をしています、知事が、障がい者雇用がワーストであったので、立ち上げて頂いたのですけれども、一年で33位に、そのあと20位、今年も今の段階では20位くらいで推移すると思います。私もいつも言うのですが、障がい者というのは一人孤立してしまうとなかなか就労も続かない。それを何度もお話しさせてもらって、おかげさまで、労働局長や知事に提案した。一部実現されているのがあるかというもので全体的にみると、障がい者も雇用の場をかなりあげて頂いているのは現実ですけれども、その中でやはり職場で一人になっている人は、「障がい者だからできない」「障がい者だからこう」という事例もある。それで、自立支援協議会のなかで精神の関係でいくと、ある先生が言われたように、精神の場合は、ある一定の時間には必ず薬を飲まないといけない、それを自己管理できない人が多いので、採用する段階でそれも含めて管理してもらわないとできない。そうでないと重度化されてという事があり、それぞれの個別に対応ということになっていくのだらうと思うので、一つの枠でこうなさいというよりも、その人を採用したら今度その人をどのようにサポートしていくかというのが一番。その人の人権は、職場で自分がこう働いたのだから、自分の成績があげられると。逆によくあることでもあるので、そういうサポートがないと、せっかく就労とか人権があっても、あの人は障がいがあるでダメだというような状態で、日常生活というのもそうですけれど、そういう状況になると、やはり引きこもりにつながっていくという場合があるので、今三重県全体としてはそういう状況で雇用の面では助かっていますけれども、一個人に対するとこの人権じゃないですけども障がい者やでダメだという風習になってしまうと、また困るのかなと私は思います。

#### 【議長】

どうもありがとうございます。外国人の雇用関係などは今日どうなのでしょう？そういったところではいろんな人権問題が出てくるような話もあるのではないかなと思うのですが、いろんな企業に松阪市から働きかけを、研修の機会を作られて働きかけをされていると、そういったところでどのようにそれを活かされているのかと、どのように活かして広げられているのかというところあたりが、大きなテーマじゃないかと思うのですが。

ご意見ありませんか？

それでは、3番目に入っていきたいと思います。バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで、障がいあゆみ課のほうからご説明を頂きたいと思います。宜しくお願いします。

#### 【障がいあゆみ課】

それでは失礼いたします。障がいあゆみ課です。宜しくお願い致します。議長の言われたそのバリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで、わたくし共の方からは、コミュニケーション支援についてのことになるかと思えます。コミュニケーション支援につきまし

ては、平成 15 年から松阪市の場合は手話通訳者、要するに聴覚障がいであるがために意思疎通がなかなか十分できないという方々のための、意思疎通の手段としての手話というものに着目して手話通訳者を配置したということがあります。それ以降、手話通訳者につきましては、特殊な技術を持っております。ある程度の資格等を保有しないとなかなか十分に伝わらない、あるいは、誤った情報を伝えてしまうという恐れがありますので、ある程度の基準を持ち、技術的にあるいは知識的に持っている方の手話通訳者として、市の方に配置していくという方針で今配置しております。現在のところ、配置としては 2 名という形になっておりますが、評価をしていただく 24、25、26 年度においても引き続き配置はしております、2 人、当時は 3 人という形で来ておりました。ですが、現在 2 人という形になっております。また、3 人ですべてを賄うということではできませんので、登録をしていただける方々の協力もいただきまして、手話通訳の派遣という制度をもって、対応しているというのが現状でございます。ちょうど平成 18 年に障害者自立支援法ができて以来、かなり強化をしていただき、国も県も補助していただいているという中で、進めてまいりまして、特に、平成 25 年には法改正があって、障害者総合支援法という形でさらに強化されております。その流れの中で、現在手話通訳及び難聴者の方のための要約筆記がございます。手話では通じにくいですが、要約することによって、目から情報を得ることが出来るという仕組みをもつ、要約筆記の制度を導入して派遣という形で対応していただいております。現在のところ回数的なものしか皆様にご紹介頂くしかないと思いますので、平成 24 年の時には、派遣としては 283 回派遣をさせていただいております。そのうち、162 回が市のほうで配置しました、手話通訳者が派遣を担っております。さらに 25 年、翌年は 329 回と増えております。さらにそのうちの市の配置のものが対応しましたのが 188 回という形になっております。平成 26 年この時点におきまして、人員増を図りました。このままいきますと手話のできる職員が、健康管理上倒れる恐れが出てくるということから増員を図りまして、派遣回数その年の実績は 390 件まで上がっております。勿論そのうちの市の配置した職員が 273 回という形で対応をさせていただきました。ですが、やはり危惧された事案というか健康管理上なかなか難しいというようなことで、次の年、27 年この後また評価して頂ける部分に関連あるかと思いますが、325 回に少しペースダウンをしております。ダウンしたからまちづくり、要するに地域福祉がちょっと後退したのではないかと思われがちなのですが、実はその分、県の派遣制度がございますので、そちらの方へお願いをして、協力を頂きながら派遣をさせていただいているという経過がございます。私共担当課としましてはこの意思疎通、要するにコミュニケーション支援につきましては、聴覚障がい者、特に聾者の方についての社会参加を後押しする制度でもあります。そういう位置づけの中で、聞こえの保障というものが、いかに大事かということをご様に知っていただく機会でもあるかと思っております。特に現在のところ利用していただいている聾者の方では、高齢化が進んでおります。高齢化が進むということは、医療面、介護面という形の大きな課題が迫ってきているという中で現実的にその医療面、そういう介護面での通訳という形が多くなってきているのが現実であります。ですから、そういった技術的な面の課題整理ができますと、技術を習得した手話通訳者、要約筆記者の拡大というのが急務になるものであるという位置づけはもうこの時から進んでいると、何とかしなければならないという非常に切羽詰まったような危機管理としては持っております。実は、そのためにちょうどタイミング的には、平成 26 年 4 月 1 日に「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」というのを全国で 4 番目という速さで松阪市は条例化をして手話に対する理解と普及というものを進めながら、さらに手話通訳の活動の範囲をもう少し皆様にご協力頂けるような環境づくりと、人の確保というような形で取り組んでいくという形で、現在進めているところ

でございます。大変説明が簡素で申し訳ございませんが、現在のところそういう状況であることをご報告させていただきます。以上です。

**【議長】**

どうもありがとうございました。松阪市は画期的な条例を作られまして、手話条例ということで、手話を使う方たちがもっと色々なコミュニケーションをしたいというような思いで作られたと思います。現実的には行政が後押ししていこうと、大きく支えていこうとすることをされています。画期的なものですので、大きな問題も沢山あるのではないかと思いますけども、先ほどあげられた、例えば高齢化問題あたりも、大きなテーマではないかと思います。そういうところでは、聴覚障害の人たちが、自分たちがこういうことを必要とするんだというところで、自ら団体として、人を要請する、行政の方たちと一緒に組んでいくというようなこともあると思いますけれども、行政の方、もちろんお仕事もあると思いますけども、聴覚障害者団体のほうは、どういう、例えば手話条例に関して、色々な活動をされていると思いますけれど、どういう具体的な活動をされているのですか？

**【障がいあゆみ課】**

聴覚障害者の団体ということで、私共、障がいあゆみ課で登録いただいているのが、松阪市ろうあ福祉協会、全く聞こえない方々の団体として、団体を編成して日々自分たちの問題、聞こえの問題いろんな形の活動をしていただいております。特に平成 26 年に条例が施行し、この条例の施行した経過にも、彼ら彼女たちのその松阪市ろうあ福祉協会の指導的というのでしょうか、自分たちの問題と捉えて、必死になってこの条例化を進めてきたという経緯がございますので、この条例については、非常に大事に自分たちのものとして捉えて団体の活動の中に位置づけている様でございます。条例の中には確かに施策としていくつかの課題をあげ、この課題の挙げ方も、団体として自分たちの課題と重ね合わせて、条例化しているというところに特徴があるかと私共は見ております。それに従ってその活動、協会・団体の活動には、常に手話通訳者の健康管理と、そして、増員を求め、かつ人材育成という形の中で市とタイアップしながら自分たちも養成に関わり、あるいは自分たちが主体的になって、その講座を開きたいというような、非常に前向きな姿勢の意見及び要望というのを頂いているところでございます。以上です。

**【議長】**

ありがとうございました。そういうことで皆さんもご存じだと思いますけども、聾者の人たちが自ら作ってきた、日本手話という一つの言語なのですが、私たち日本語を知っている人間が勉強して手話を学ぶという、日本語対応手話といいますか、実は 2 通りの言葉があるのです。その日本語対応手話については、手話通訳者の方たちが一生懸命勉強されて、色々な講習会を開かれていると思いますけど、日本手話の方に関しては、やはり聾者の人たちが自ら、講習会を開いて人を養成しないとなかなか日本手話ができる人たちが増えないという現状もあると思います。そういうところでは、日本手話の手話通訳者を今後どのように養成するのかというところが大きな課題じゃないかと私は思っております。日本手話、実はかなり難しいものです。先ほど言われたように、6、7 年かかったり、私は 10 年くらいかかるんじゃないかと思ったりもします。そういうところでは、その表情を読み取り、ちょっとした頭のちょっとした動きをどのような意味として捉えるのかですね、かなり難しい問題がありますので、そういうところでは今後養成研修におい

ては、かなり時間と労力と色々な団体のお力をどのように位置付けてやっていくのかということも非常に大きな問題じゃないかなと思います。私たちが考えている、日本語対応手話、日本人が日本語を基にして話す、日本語対応手話だけではない手話というのがあるのだと、むしろその方が難しく、大事な手話なんだということも、ご認識してもらえればと思います。

なにかご意見有りませんか？

それでは時間の関係上、第4番目に入りたいと思います。

バリフリーのまちづくりの推進についてということで、障がい者向け住宅の建設に関して全市の課題として位置づけるとともに、市営住宅のさらなるバリアフリー化に取り組んで頂きたいということで、住宅課の方からご説明をお願いします。

### 【住宅課】

失礼します。住宅課です、宜しくお願ひ致します。まず、住宅課につきましては、市営住宅ということで、1675戸の住宅を管理しております。これにつきましては、当然衣食住というところの、どうしても必要な住の部分を担当している、当然最後の砦ともいうべきところがございますので、社会的弱者の皆様方が、全員入れるような募集の方法をなるべく考えて対応しているというところがございます。それで、特に平成26年のあり方検討委員会、あり方市民討議会というものをまず開催させてもらったわけなのですが、その時にシンポジウム形式でやらせてもらいまして、ご意見を頂戴した中に、やはり高齢者や身体障がい者の方に優しい政策をやってほしいというご意見がございました。そこで、さっそく取り組まさせてもらいましたのが、平成26年11月1日からなのですが、これにつきましては、高齢者及び身体障がい者世帯向け住宅、これが32戸ほど設置してあったのですが、住み替え用として設置しておりました。それまでは、要するに入居者しか入れない、要するに住み替え用のものでした。しかしながら、空きが結構ございまして、有効に活用しようということで、公募できるような形に変えたということがございます。それと、身体障がい者世帯向け住宅というものと、あと高齢者世帯向け住宅がございます。こちらにつきましては、何故か人気がない部分もありまして、特に高齢者世帯向け住宅につきましては、2人のご夫婦、もしくは高齢者ばかりの世帯が入ることになるのですが、お1人なんらかの形で、お亡くなりになられたり、お1人の世帯になった時に出て行ってくださいというような制度でございました。これではやはり、お年寄りがお1人になったからと言って出ていけというのは、これはきついだらうということで、こういったことも改正させていただいたということで、65歳以上である、お1人になられた方が65歳以上もしくは、身体障がい者の方であれば、そのまま継続してお住まい頂こうという制度に変えさせてもらったという経過がございます。そういった取り組みを通じまして、平成24年新規入居者が33戸、平成25年30戸という形だったんですけども、平成26年はですね46戸、平成27年は53戸という形で約6割ほど入居者の数が増えております。それと、募集をかけるのが、6月と12月ということで、年2回しかないということで、その間に、住宅に非常に困窮された方、この方につきましてはお断りを申し上げていたということもあったのですが、募集をかけて応募がなかった住宅につきましては、随時募集という風な形に切り替えさせていただきまして、住宅困窮になられたその時点で対応できるような形に変えさせていただいたと、そういったところも、応募者が増えた大きな要因だったのかと考えておるところでございます。それで実態といたしましては、ここにも書かせていただいた通り、バリアフリー化というのは1675戸のうち393戸、23%でございます。実はいま、あり方検討、要するに公共施設マネジメントの中で、老朽化している公共施設を見直していこうということもございまして、

ここ 2 年間市営住宅あり方検討委員会を入居者の方や、一般市民の方、関係する団体の方に入っ  
ていただいて、9 回ほど検討してまいりました。その中でやはり老朽化している住宅、特に簡易  
耐火構造タイプのものにつきましては、用途廃止を 10 年から 30 年先にしていこうではないかと  
いうことで、そういった意見を受けまして市長のほうも記者発表しているという流れの中で、や  
はりメリハリのある住宅の活用をしていかなければいけないということで、ここにも書かさせて  
もらいました。まだまだ耐用年数の残っている中層 4 階タイプなど、そういった耐火構造タイプ  
の 970 戸を、中心に活用していくと。1 階部分につきましては、中層 4 階の場合ですと 230 戸あ  
るのですが、そのうちの 208 戸、90%をバリアフリー化しておるとい実情になっておりまして、  
まだ未整備のところ 22 戸につきましては、こういったバリアフリー化をする前から入居されてお  
られまして、入居者がおられる以上なかなか入らせてもらうわけにもいかないということもござ  
いますので、そういった方が退去されたのちに対応していくということで、進めているところで  
ございます。以上です。

#### 【議長】

どうもありがとうございました。いま公営住宅におけるバリアフリーの問題等について、ご説明  
をしていただきました。今住んでいる方でバリアフリーを求められた場合ですね、例えば手すり  
を造ってほしい、玄関の段差をスロープにしてほしい、というようなことがあった場合は、それ  
は利用者さんの負担も考えて、一緒に造っていくというお考えなのですか？それとも市営住宅だ  
から市の方が責任を持つということなのですか？

#### 【住宅課】

バリアフリー化につきましては、補助事業を頂きまして行った事業でございます。住宅課として  
は、一番効率的というか、財政的な事も考えて、一番いいのかなというところでございます。既  
に入居されている方の中でバリアフリー化を求められた場合は、誠に申し訳ないのですが、基本  
的には住宅課では対応せずに、介護保険課など、そういった福祉の方へ橋渡しをさせていただい  
て、福祉の介護保険を使用していただくなど、そういった形の中で支援を受けて頂いて、市営住  
宅の改造という形にはなるのですが、当然それは認めさせてもらうこととございますので、  
そういった流れの中で横断的な取り組みとして対応させていただいているところでございます。

#### 【議長】

わかりました。基本的にはその高齢や障がいといった方たちのその対応ということについての住  
宅改造というのは、市としては認めていくという方向ですね。はい、わかりました。

#### 【委員】

すみません、公営住宅につきまして、バリアフリー化ですよ、進めて頂いていてかなり住みや  
すい住宅も沢山出来てきていることは存じ上げています。ありがとうございます。高齢者の方の  
場合、今の介護保険でという対応をされた場合、退去する時に現状復旧しなければならないとい  
うことで、せっかくつけられた手すりをもう一度外されて出て行かれるということ、やはり高齢  
者の入居は多いということで、また次の高齢者の方が入るにも関わらず、またその方が手すりを  
付けて、というような対応をせざるを得ない場合があつて、もったいないと思うことがあるとい  
うこと、あと市営住宅、大変高齢者が多いということで、震災の復興住宅ではありませんが、も

ともと住んでおられたところから寄せ集めで、市営住宅でコミュニティを作られているわけなんです。そのコミュニティがなかなか作ることが難しいですよ、そういう地域のご担当されている民生委員の方も大変ご苦労されているところもあるのですが、なにかしら住みやすい街にしていく、また、その方が高齢になって住み替えをした場所なるべく1日でも長く自分らしい生活を続けることができるような何かしら工夫のようなものも、このあり方検討会があるということでしたので、そのあたりの視点も持っていただけるといいと思いました。以上です。

#### 【住宅課】

貴重なご意見ありがとうございます。確かに現状復旧ということを制度上原則としております。実際のところ、どういった方が次住まわれるか、というのが分かっていたら、そのまま残して頂くという選択肢もあるとは思いますが、そこにつきましては、今のところ制度上、もとあった状態に復旧していただいております。要は民間のアパートやマンションと同じような考え方に基づいているところはございます。ただ、先ほども言いました1階部分でバリアフリー化を進めている部分、ここにつきましては、かなり柔軟な対応もしており、先ほど、ここに書かせてもらっている中で、高齢者、身体障害者単身世帯向け住宅などにつきましては、そういった風呂釜を、今までですと自分でつけて、退去される時に外してくださいというようなことを言っていたのですが、負担が大きすぎるだろうということから、ご意見を聞かせてもらったすぐに、平成26年の12月の募集の分から標準化をするという形で、風呂釜につきましては、これは高齢者の方のみですが、今は、そういった方につきましては、取り外すというよりも標準化をしていこうと、負担を軽くしていこうというような取り組みに変えさせてもらっているといったところなんです。先ほど言われたその、あり方ということで、検討委員会も今設置させてもらってまして、その中でも、やはり風呂釜などは標準化するべきだろうと、そういったご意見も頂戴しておりまして、全体の中で、検討したうえでより市民サービスにつながるような形で整理していきたいと思っております。

#### 【議長】

他にご意見ありませんか？

それでは、時間の関係で、次に行きたいと思いますがいいでしょうか？

次は、分野別の施策ということで、子どもの人権というところで、学校支援課の方から、お話を頂きたいと思っております。よろしくお願いします。

#### 【学校支援課】

失礼します。学校支援課でございます。よろしくお願いします。子どもの人権ということでございますが、まず、いじめ対策のことにしまして、この平成28年度にいじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置の条例を整備しまして、いじめの問題に対する体制を整備したというところでございます。それに先立って各校において、いじめの防止や早期発見、対処等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、これは平成26年度において、すべての小中学校でいじめ防止基本方針を策定しているところです。そして、これについてもこの平成28年度に条例ができた関係で、さらに見直しを進めてまいりたいと思っております。また、平成26年、27年度においては、悩みを抱えている子どもたちの相談を少しでも多く受け止められるように、ハートケア相談員を7中学校区に8名派遣して、子どもたちから学校生活に関する相談を延

べ、平成 27 年度に於いてですけれども 876 件受けております。また、Q—U（キューユー）と申しておりますけれども、学級満足度尺度調査を実施し、夏季休業明けにいじめに特化したアンケートを実施し実態把握に努めているところです。続いて不登校につきましても、きっかけや継続する様々な背景を理解することが大切であるため、子ども支援研究センターや、医療機関などと共に連携を図り、欠席が続いた際には、家庭訪問等実態把握に努めているところです。家庭訪問等は平成 27 年度に於いては、年間 9120 件実施しています。また、子どもの人権学習での取り組みにつきましても、いじめ問題について平成 21 年度に改正された三重県人権教育基本方針あるいは松阪市の人権教育基本方針で子どもの生活の中にある、差別やいじめなどの人権に係る問題とその課題を明らかにしますとあり、それをすべての学校で行うことにより、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めているところです。また、平成 25 年度末には、三重県の人権教育課、あるいは生徒指導課から、いじめ問題を解決するための指導資料、「共につくる明日」が全校配布されています。これを私共各校に於いて職員の研修会で活用し、その取り組みを行っているというところです。それから、子どもたちの取り組みとしましては、各中学校区に人権フォーラム、これをおきまして、このことによって積極的にいじめをなくす取り組みを進められています。例えば、殿町中学校区や中部中学校区の人権フォーラムでは、いじめをテーマとした人権劇が行われて、その後、各クラスあるいは分散会で子ども同士自分たちの思いや、考えを語り合っていると、そのような形で取り組んでいるということです。よろしく申し上げます。

#### 【議長】

どうもありがとうございました。今ご報告があった、特にいじめの問題について、かなり丁寧な対応をされていると思いますが、ご意見ご質問ありませんか？

#### 【委員】

人権施策の方で実は差別の問題として、福島原発事故に起因する差別、いじめ問題について市の方で取り組んでいただきたいという提言はしているのですが、松阪市の方に福島県から避難してる家族は多分いないと思うのですが、この避難してる場合には三重県の教育委員会として、全県的にやるのか、あるいは松阪市でも、やはりそういったことがありうる話なので、その点についてはどういう風にお考えでしょうか？実は、私福島出身なものですから、あの子どものバイキン扱って非常に悩ましいというか、非常に残念に思っているのですが、避難者はいないということであれば、全県で教育委員会がやるべき話なのか、あるいは事前にそういった、原発避難者がくることも想定しながらもそういった点について人権教育をどうするかというその点についてどういうお考えでしょうか？

#### 【学校支援課】

失礼します。これは、件数は言わせてもらってもよろしいですか？

#### 【委員】

公表されてますか？公表されてない？

#### 【学校支援課】

公表してないと思います。

**【委員】**

個人情報ですので、いるかないかだけお願いします。

**【学校支援課】**

わかりました、対象となる福島から転校してきている子どもがおります。その中で、横浜等で話が出たときに、教育委員会としましてきちんとその学校もわかっていますので、学校の子どもの様子はどうか、そして直接子どもに聞くのはできませんけども、学校での見守りや、その態勢はどうかということは調査させていただきました。その中で、それも私共も早急にさせていただくと同時に、文科省あるいは県のほうからもそういうような、同じような調査をするようにということがあとから来ましたのですが、私共その中で、絶えず教員全体で意識もしながら教員全体で見守っていくという態勢をとっていることも確認できましたので、引き続きその態勢を作っていきたいという風に思っているところでございます。

**【議長】**

いじめの問題に関しては、色々な問題が絡み合っていると思います。  
ご意見ありませんか？

**【委員】**

すみません、人権擁護委員としまして、いじめ問題もしっかり取り組んでいるといたしますか、ご相談があったとき、例えば小、中学校に、SOSミニレターを出させていただいておりますけれど、最近は、色々あるのですが、いじめられているというSOSが無いのです、少ないと思うのです。やはり相談をするということはいじめられていてもできないというか、小学校の時にいじめられて、今中学へ来てもしじめられているという子もみえたりして、人権擁護委員としましては、なんとかそのSOSを発信していただけるとまたみんなで知恵を出し合える。まずもってやっぱり自分自身がそのことに一番悩んでるわけです。相談できないからSOSで、ミニレターで来るわけです。周りの信頼する大人の方に相談をしましょうということで、学校にも、特別にケアをしていただいているところです。特に今、私共協議会も幼稚園、小学校に対しては、サンサングループということで、色々な形で、人形劇やら紙芝居やら色々人権の教育に力を入れているのですが、中学校に対してなかなか今、よく取り組んでいないのが現状ですから、一度協議会でもそのことを課題にしまして、検討して何とか生徒たちが、自分たちの命が一番大事なんだと、だから他人の命も大事にしていくんだという人権教育の地域力といたしますか、地域の教育力を発揮できるように人権擁護委員としましても、今もう少しその中学生の方々にもしっかりと啓発できるように、取り組んでいるところです。以上です。

**【議長】**

具体的にいろんな地域での活動のお話がありましたけども、他にご意見ありませんか？はい、どうぞ。

**【委員】**

ここの中にもあります、子どもの人権学習などで、子どもの権利条約という松阪市はできたら子どもの権利条約の条例を作りたいなというながらなかなか出来ていかない、まだそういう機運で

もないところがあるのですが、そこら辺のところ子どもたちに、そういう権利学習の実施と書いてありますけど、どの程度に権利学習してみえるか、もし具体的な事がありましたらお願いします。

#### 【人権まなび課】

人権まなび課です。子どもの権利の学習につきましては、主に人権学習を始めるときに一番最初に子どもの基本的人権の部分についてお話をさせていただきます。その中で、子どもの権利というものについても学習をしていくというのを、中学校、私は元中学校の教員なのですが、そういうところから入っていくというような形で、各校でも取り組みは進めております。どちらかといいますと、子どもの権利につきましては、全体を取り、概論的には、全部の人権意識の大元になるものですから、一番最初に、各校では取り組んでいるというような状況にはなりません。小、中も含めてです。

#### 【委員】

これが段々保護者のほうにも一緒になって啓発していけるといいですね。よろしくをお願いします。

#### 【議長】

そうですね、今言われた保護者の方の人権意識というものも、私たちももっともっと突っ込んで考えていく問題もあるのではないかなと思います。実は、部落差別の問題あたりも調査すると高齢の方における結婚の差別等多いのです。資料をずっと分析していきますと、高齢の保護者の人たちが部落の人と結婚するのはやめとけというような、そういう話を自分の子どもにされる等、それも一つの大きな差別の問題なのですが、現実、調査するとありますので、その辺のところをどのように、子どもたちだけではなくて、学校の教育だけではなくて、その学校の教育をどのように地域に広げていくのかという、その辺の学校の教育の問題が、地域に広がればもっともって考えるべき問題もあるのではないかと私は思います。今年の卒業論文の調査でもやはりありました。結婚の差別の問題。部落の人と結婚するなという、やっぱりその家族の反対があって、結婚に対して、大きな何といいますかトラウマを作ったというような、聞き取り調査も、今年調査でありました。まだまだ続いているのですよね。そういうところを、どのように学校と地域が一体となってやっていくのかと大事な問題ではないかと私は思います。

それでは時間の関係で次の課題に行きたいと思います。

分野別の施策のところ、障がいのある人の人権ということで、障がいあゆみ課のほうからお願いします。

#### 【障がいあゆみ課】

障がいのある人の人権という分野でございます。この分野につきましては、障がい者地域生活支援事業についてという形の中で相談体制をきちっと人権の視点からというご指摘を頂いておりました。なかなか私共、相談支援に関しましては、非常に微妙な、デリケートな部分を触っていくという部分もあります。ですので、特にこういう人権の問題については意識、無意識の中でも進めていかなければならないという認識を職員共々持っております。平成24年、25年につきましては、非常に具体的な取り組みがなかなか取れなかった時期でありました。ですが、現在のところでは、まず、松阪市障がい者地域自立支援協議会というものがございますので、この自立支援

協議会の中で、相談支援が障がい者本位で、障がい者中心的に考え方を据え付けて、相談支援の体制を整えてということが大きな課題であろうということで、その認識のもとに障がい福祉サービス事業者、要するに障害者総合支援法に基づいて、指定を受けた事業所を中心に、我々も含めて、研修会を年3回から4回、取り組みをしていこうということで、今、進めております。特に単なる講演会でなくて、例えば、障がい者ご本人の方が、皆さんの前で自分はこういうことで非常に苦労したよというようなことを講演していただいて、その中から障がいのある人たちの人権についての認識を深めていこうという取り組みをさせていただいております。また、最近では企業のほうで、特に障がい者の方を雇用していく中で、その人たちが中心となった企業体を作り上げて、企業活動していただいている会社の方をお迎えしているわけですが、そのなかでも、やはり経営者側と雇用される側との関係というものを通じて、どうやって働くところで楽しく過ごせるようにというような形で、障がいのある方が社会活動に参加できるようにという取り組みを勉強してきたという経緯もございます。また、私共障がいあゆみ課を含めた、障がい者関係の職員につきましても、いま、職員課の方で進めております、年1度の人権研修がございますので、それには必ず参加をして人権の認識を改めて深めていこうという取り組みもさせていただいております。また、障害者基本法だと思いますが、12月には障害者週間という形で障がいのある方々への認識を市民の方にPRしていこうということがございます。そして、障がい者の方にも共に歩んでいきたいという事を示していくその場を設けていこうという形で、街頭啓発という活動を進めております。そういう形の中で、出来るところから少しずつですが進めているところでございます。また相談支援体制の中では、旧来の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員という形であれば当事者の方が相談員となって、その障がいのある方々の悩ましい問題、あるいは課題相談を対応していただくという仕組みも今作っております。その方々につきましては、三重県知事の委嘱をもって相談員とさせていただいているところでございますので、三重県の方でもその方々を対象とする研修会を開いていただいております。そこへも、相談員の方も積極的に参加していただいているかと思っておりますのでございます。ただ、我々としても、相談支援をもっとしっかりしていきたい中で人権という意識というものをとらまえていく必要性の一つには、障害者自立支援法、現在は、障害者総合支援法ですけども、この法律が施行することによって、医療分野で対応していた精神障がい者、精神疾患の対応が、福祉の分野で対応することになっていくところでございます。大変デリケートな部分に関わってくるとい形になるわけですが、精神障がいのある方々の人権というのは、大変難しいと認識しているところでございます。ですので、その点は今後の課題という形の位置づけをもって今後取り組みたいという意識はございます。正しい認識を持つということの難しさというのが改めて我々の中にも浸透しておりますので、今後そういう取り組みを積極的にしていきたいと思っておりますのでございます。以上です。

**【議長】**

どうもありがとうございました。それでは、ご意見ご質問ありませんか？

**【委員】**

私ちょっと論点外れて申し訳ないのですが、半年前の神奈川県はやまゆり園でしたかね、あの事件がすごくショックでして、容疑者の方が、抹殺することが世の為になるんだという、つまりできることが、身体的な事も知能的な事も含めて、出来ないことがダメなんだという発想で世の中から抹殺していくというのが、彼の論理だとするならば、私は人権という視点は一体どこに行

ったのかというのがすごくありまして、それはややもすると学校現場における、あの子はあれができないからダメ、いじめるということにも繋がるでしょうし、職場の中における、やっぱりできる職員、できない職員という上下の区別から、あっちいけという状態にも繋がるであろうし、私は元教員なものですから、1月に卒業生が来まして、たまたま神奈川県に住んでいる子です。子どもが20歳になりまして、男の子なのですが知的障がいを持っていると、知能が4歳程度で留まってるというのです。道行く人道行く人にこんにちは、おはようございますという全部挨拶していくのです。あの事件以来、こう冷たい目で見られるようになっていくということ、つまり今ご説明お伺いしていると、差別を受けないとか、人権侵害を受けないという視点から随分色々なお話を頂いているのですが、私はそんなことしなくていいと、一人ひとりかけがえのない存在という視点からもっとなにかできないかと思い、やまゆり園の事件後、ひと月半かふた月位、自分の中でも引きずってしまっていて、どんなふうに分の中で、クリアしていったらいいのかと。少し私の中にも、出来る人は素敵で、出来ない人はダメなんだという意識があるかもしれません、私の中にも。そういう部分とやっぱりこう私は見つめなおす必要があるだろうという風に受け止めているわけですが、ごめんなさい話ちょっと論点ずれてしまっていて。やはり、みんな一人ひとりの問題として、もう少し受け止めていかれないのかなという風にすごく思って今も話を伺ったところです。

#### 【障がいあゆみ課】

委員の方の大変というか、ある意味重たい話かなと今聞かせていただきました。確かにあの事件というのは、我々関係者というか当事者も含めてでございますけども、大変ショッキングなことであります。言葉に表せないぐらいのショックを受けた方もみえます。ただその彼は精神疾患という部分の中での、そういう行動に走ったのではないかとみえますけども、彼がそもそも何故精神疾患になったのかということまで考えてくと、大変難しい問題ではないかと思っています。私共障がいあゆみ課の中でも、その点は日頃言葉にするというのはなかなか機会がなくて、大変申し訳ないなと思いつつも、他の職場で例えば市の職員の中にも障がいのある方々が一生懸命行政の仕事をしていただいております。その方が、その職場に来たことから、その職場に於いて障がいのある方々の見方というものが、捉え方というのが変わってきているということが、現実あります。つまりどういうことかといいますと、私共含めてのことです。私自身のことも含めてですが、やはり言葉で聞いてもなかなか実感わかない、ところが目の前にその方々が一生懸命私たちと一緒に働いていただいているという事を考えると、思うところが、言葉に表せないもののその心情というのは出てくるかなと、そういうところに実は人権というスタートがあるのではないかと自分に対する見方というのを、そこで学習していくのかなと思っています。あながち障がいのある方が能力的に事務能力とか、あるいは、我々は事務能力、行政能力というものもありますけども、劣ってるような感覚を見てしまいますが、実は実際に一緒に仕事すると大変高い能力を持っている方も沢山見えます。知的障がいの方でも、実は地域では時計代わりに地域で役割分担じゃないですけどその方が、地域でいろんな活動を行動パターンの中で地域の時計代わりになっている方もみえます。大変これは喜ばしい話、皆さんが見回りをする中で、障がいのある方が自分の住んでいる町、住んでいるところでの生活をきちっと抑えて自分の立場というものをしっかりみずえているというように思います。全地域がそのような地域ではあるとは言えません。人によっては委員の方のいわれる通り自分のなかにひょっとしたらっていう話も確かに地域の中にあるのではないかと考えております。ですが、やはり恐れること無く障がいのある方が地域で

生活できるような環境づくりや、そういうものが私たちが変わってというわけではないですけども、できるところからやはりPRしていく必要あるいは実働していく協働、共に動いていくということが必要なのかなという風に思っているところでございます。大変、大変難しい話だというのは捉えておりますが、大きな課題でもあると思っているところでございます。感想になったかもわかりませんが申し訳ございません。よろしく申し上げます。

#### 【議長】

どうもありがとうございました。いま色々な権利条約あたりでも障害者権利条約でも言われていますけども、地域の中で色々な人と出会ったり、巡り合ったりする中で、障がいのある方の色々な良いところが見えてきたり、色々な役割が見えてきたり。色々なところで人間というのは、その人を一面的に、能力のない人だというような、そういうことで断定はできないのだと、色々な目がたくさんあればあるほど色々な受け取り方があるのではないかと、そういう地域社会のなかでの一緒に生活するという事の中における差別という問題が変わっていける可能性もあるのではないかと私は思いました。先ほど言われた精神障がい者の人たちの問題としては、私は松阪市の場合やはり、基本的には病院に閉鎖病棟で、鍵をかけて閉じ込めていくというような、隠す的な一面的な人たちは、精神障がい者で社会では役に立たないというような、そういう単純な評価ができやすい状況があるのではないかと。そういうところでは病院の閉鎖病棟をどのように開放していくのかと。いろんな噂話は聞くのですが、その病院のなかで何十年と入院していく中で、人間として見られてない、そういう捉え方もあるということもお聞きしています。三重県の中で情報が交錯するというよりも、三重県の情報が大阪の人権センターに入ったりもしています。そういうところから私は聞くのですが、三重県どうなってんの？というような話も聞きますけども、閉鎖病棟とか、そういうようなところをどのようにこれから解放していくのかという、そういう大きな視点での、人間の色々な捉え方をできる、その人のいいところをみんなが、一人ひとりが分かっている社会づくりをどのようにしていくのかというところが、先ほど委員の方から問題提起されたところとつながっていくのではないかと、そういうところでは人間というのは、やはり閉鎖的な関係に於いてはどうしても一面的にしかとらえきれないような状況になりますよね。この人はこれしか価値がないんだ、そういう価値観を自分の中で作りきれるのですよね、人間というのは不思議なもので、人を殺す要因を自分自身の中に持つこともできるのではないかと、私は思うのですけども。環境によって人間が作られているという、その怖さを、もっともっと考えていく必要があるのではないかと思います。

#### 【委員】

高齢者においては、高齢、体が老化してくることによって全身の機能ばかりでなくて脳の機能も低下してくることで、それまで若いころ、認知機能が正常に保たれているころには、精神疾患が抑え込まれていたものが、脳の機能の低下とともに抑え込まれていた精神疾患が表に出てくる時期でもあるのです。その精神疾患、精神障がいを持つ方の支援というのが非常に高齢者介護の分野では問題になることがたくさんありまして、先日もうちは医師会立の包括支援センターということもありまして、2か月に1度、医師や、歯科医師や、薬剤師や、ケアマネージャーや、看護師や、介護職の方や、色々な方と事例の検討会をしているのです。その中で先日、開催致しましたのは、松阪保健所の精神保健福祉士の方そして保健師の方にお越しいただいて、今現在の松阪市における高齢者の精神障がいの方の支援についてのお話、現状を聞かせていただいて、そのあ

とグループワークをしたのです。実際の事例を使って、皆さんで色々な検討をしたのですが、その中で皆さんから意見として挙がったものは、例えば専門職であっても障がい者、精神障がい者に対する差別というか、そういう認識が無くはないと。一般の方においても、そういうものがやはりあるということで、松阪市内を見渡すと、例えば認知症についての講演会というのは、数あるけれども精神障がいについての講演会であるとか、市民講座のようなものをほとんど見ないという話になりまして、出来ればそういうものを松阪市発で開催をしていただきたいという意見がたくさんありました。特に松阪市は2つの精神科の大きな病院があるということと、あと精神科だけでなく、急性期の病院すべてに於いてですが、入院期間がどんどん短くなっているという現実があって、実際に精神科に入院されていた方がどんどんと地域に出てきています。そういう方を受け入れていかれる地域の方々も、日々そこに直面されている、今もうすでに現実があるので、出来ればその方々を後押しするような形で、市民の方対象のそういうような研修会の企画もできればお願いしたいなと思います。以上です。

#### 【障がいあゆみ課】

大変貴重な意見だと私は思っております。精神障がい者の方の地域の受け入れというのは、大変難しいだろうというところがあるわけです。地域によって理解のあるところもあれば、無いところもある。たくさんの差があるわけですが、一応私共障がいあゆみ課の方でも障がい者自立支援協議会という場に於いて社会参加という視点から、どのように受け入れる、あるいは後押しができるのかという仕組みづくりというのは、これからの課題というように位置付けないと、まずそこからスタートだろうと今考えていますし、先ほど申し上げました、人権研修という形の視点から見た研修会を進めているわけですが、いつまでも研修会というわけにはいきません。それを行動に表していくのが、これからの課題ということの一つに後押しという部分。病院との連携、協働が無い限りこれは実現がなかなか難しいだろうとみております。幸いにも自立支援協議会のメンバーの中にも医療関係者が見えますので、その方々のご意見を頂きながら、どういう仕組みづくりがいいのかということの研究材料にしていく必要があるかと思っています。それから、高齢になっても障がいのある方は障がい者という見方ができるわけで、その点をどう捉えるか、介護保険制度と障がい者福祉制度との兼ね合い自立支援制度との兼ね合いというのも、ある意味整備をしていかないといけない、キャッチボールばかりしていてもいけないというのも、あるのではないかと考えています。ただ、大変良いというか、貴重な意見というのは変わりないと、私共、思っておりますので、あとは仕組みづくりかとは考えております。ただ、それが今日言って明日というのは、なかなか難しい仕組みづくりだということも捉えております。ですので、これを今日きっかけとして、これから取り組みも前向きに考えたいと思っております。申し訳ないですが、これくらいの答弁しかできないというのが残念だという意識は持っておりますが、宜しく願い致します。

#### 【議長】

今のお話は非常に、大きな課題です。厚生労働省の方も、精神科の病院のなかで、社会的な入院をしてる人たちも、病気が治っても、入院を続けている人たちがいるということで、数字まで出してどのように地域に戻すか、そういう事業を試みましたが、なかなかうまくいかなかった現実があります。私たち自身の差別意識みたいな、精神障がいのある人たちが自分と同じ地域に住むと、何が起こるか分からないというような非常に恐れる、私たちの意識があるのではないかと

と。厚生労働省がやり続けてもできなかった問題の反省として、我々自身の差別意識が問題になるとは思いますけども、今後どのように考えていくのかというところが大きな課題ではないかと思えます。時間がきましたので、次の課題に行きたいと思えます。特別支援教育推進事業ということで、学校支援課の方からまたお願いします。

#### 【学校支援課】

特別支援教育推進事業という事の中で、私共は各学校に学校生活アシスタントを配置し、その特別な支援を必要とする児童生徒が仲間とともに学び、成長する機会を少しでも保障できるように、その学校生活アシスタントを配置して、学習面や生活面での教育的な支援を行っています。そして、その学校生活アシスタントを活用しながら、通常学級で仲間とともに学ぶインクルーシブ教育を進めているところでございます。具体的には、平成 24 年度には学校生活アシスタントを 52 名、また緊急雇用の創生事業を活用しながら同じような形でございますけども、学校生活サポーターというのを 15 名。平成 25 年度には学校生活アシスタントを 55 名、学校生活サポーター 7 名及び学びのサポーター 25 名を配置しております。26 年度におきましては学校生活アシスタントだけになったのですが 63 名、そして平成 27 年度には学校生活アシスタントを 67 名配置し、この学校生活アシスタントの方々にも児童生徒理解や仲間づくり等よりよい支援のためのスキルを身に付けていただくということで、研修会も行いながら進めているところでございます。さらに、平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。私共としましては、このことをしっかりと教員が理解し各学校で、法の意義をしっかりと把握して進めていかなければならないということで、教育委員会としては 4 月早急に各校園長会に周知し、また関係職員に対して、研修会を開催して、またさらに学校訪問においても教職員に周知を図っているというところでございます。少し話がそれますが、先ほど委員の方が仰ったことに関しましては、その場でも発言させていただこうかと思えますけども、学校教育においても非常に重要な問題と捉えております。そして子どもたちが特別に支援を要する子どもと一緒に、特別支援学級という制度はありますけども普段からできる限り一緒に生活するなかで、子どもたちがそれぞれに相互の良さを理解し合い成長していくというところ、その中では、やはり、あえて言わせていただきますが色々ないじめにその障がいを持っているということでのいじめになるようなケースというか、そういうものもあります。それをしっかりと早く教員や周りが把握して、しっかりと教育の中で捉えて子どもたちに教えていくという事が大切かと思えます。そのためにはやはり教員の障がいに対する理解あるいは普段の子どもたちにこういうことを学ばせていきたいということの共通理解というのが大切だと私共思っております、それをしっかりと教育委員会として取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 【議長】

どうもありがとうございました。学校支援課の方から特別支援教育推進事業に関しての分離教育の問題が挙げられていました。基本的には、障害者差別解消法というのは、ここに書かれているように異なる取り扱いを障がいのある子どもたちにすること自体が、これが差別であるということで、特別支援学校に籍を置くことがつまり差別に繋がる。その認識が残念ながら文部科学省にも無い、松阪市も特別支援学校を作ろうというお話がありますけど、あれは差別をすることを宣言したようなものです。異なる取り扱いをするという事です。権利条約をずっと読んでいきますと、障がいのない人と同じように平等に自分たちも取り扱いをお願いしますといっ

た書き方です。そういったところでは、異なる取り扱いということを基本的にはしない、その取り扱いそのものが差別なんだということです。だからこそ、あなたはここが良いですよといったことは言えない、それは差別だということです。それはもちろん親からも要望が出ます。私の子どもは特別に扱ってくださいと。その場合は特別な場合だという風に限定しようという事で考えていますけれど。その辺りいかがですか？自立支援協議会ではそういった議論はありますか？

#### 【委員】

やはり、どうしても馴染めないという子もあるわけです。他の生徒と馴染めない。本人自体が馴染めないのです。まわりで色々な心掛けがあっても、本人が学校の中で閉じこもりというか孤立してしまって、普通の子とは一緒にできないというのは考えられることですが、今の就労も一緒ですが、同じ境遇を持ったもの同士でグループを組み、学校で出来れば、それだったら生き生きできるという状況もあるので、一概に障がいがあるから、その施設だからダメではなくて、その普通の学校で馴染めないという状況との見極めは少し難しいのかと思うけれど、保護者の方にも言われるのですが、自分たちの地元の学校で差別されずに学びたいというのは基本です。しかしそこへ行くことによって、より症状が悪化する、閉じこもり、子ども同士の遊びができないという場合には、果たして長いこと学校で学ばすのはいいのか、これは少し判断が難しいと思いますが、そういう現実の状況はあろうかと思えます。必ずしもその障がいがあるからその施設ではなくて、普通の学校へ行って、どうしてもうまく馴染めなかったらやむをえないかという感覚でないと、あなたは障がいがあるからこっち行きなさいというのはいわゆる人権的な問題から引かかるかと思えます。その辺りの見極めは、各々違いますので、どの状態の子はどっちという判断は難しい段階だとは思いますが。

#### 【委員】

記憶に間違いがなければですが、1999年に障がいは個性であると政府の障害者白書に出ていませんでしたか？障がいは個性であるという風に。間違っていますか？

#### 【委員】

文科省が意見を出したのではないですか？文科省が個性と見なすと。

#### 【委員】

文科省が障がいを個性と捉えていけば、捉えられない現実があるのですよね私たちの中に。

#### 【委員】

この春から1年生になるお母さんからお話を頂いたのですが、1年生になるにあたって、あなたのお子さんは障がいがありますという事を言われて、お母さんショックを受けたそうです。一度一日入学の前にその学校へ行き、少し様子を見に行っておほしいと言われて、そのお母さんは特別支援のクラスへ入ったら、うちの子はかえっていじめられるのではないかと。初めて学校へやるお母さんは不安でいっぱいだというのに、そんなことを言われて、どうしたらよいかと言ってみえたので、私は一回その学校へ行って見て、話を聴いてきたらと伝えました。そうしたらそのお母さんは学校へ行って教頭先生とも話させてもらったりしていたらしいのですが、お母さんにとって、あなたの子は、少し障がいがあるからということと言われたら、お母さんとしたらす

ごくショックだったらいいです。それで様子を見てきて、支援クラスへ入るではなくて、学校支援のサポーターの方がついてくれるということを知ってきて、サポーターはずっとついてきてくれる訳ではない、その子が馴染んできて、できるようになってきたら、一緒についているのではないよと。私もすごくわかって、特別にそっちのクラス入れられたら、かえっていじめられるのと違うかということをお母さんは言ってみえました。お母さんの気持ちもよくわかりました。

#### 【議長】

他にご意見ありませんか？

#### 【委員】

今の文化として、世界に1つだけの花ではないですが、1つ1つで個性でいいというのがベターだと頭にはあるのです。けれど、実際には、根本的に昔より認められていないような土壌がある。私たちの子どもたちは精神発達障がいと思われるような、子どもさんも一緒に遊んでいました。それを自然にボスのなにかがぼうといった土壌があったと思うのです。でも今はそれを声高に言わないと、頭ではみんな賢いからそんな理想はわかっているのだけれど、現実受け入れられない自分というのがみんな持っているではないですか、心の底には。それでさっきの障がい者は社会に害をなすものだから殺してもいいという価値観が出てくるその底には、胎児の間の遺伝子の検査等で抹殺してもいいんだという文化があるわけです。そういった文化があるのに果たしてあのやまゆり園の犯罪者を責める資格があるのかということをお自分が問われた時に100%障がいのある方も受け入れて、それは理想ではあるけれど、受け入れられない自分。仕事をしているのろまな人は邪魔だなという自分も、結局は認めざるを得ない、そういうところすごくみんな葛藤という事があると思うのです。理想はそれぞれわかっているのだけれど、自分はその行動に出られないという人も沢山いると思います。そういったところの溝を、どうするかというのが課題なのではないかなと思っています。うまく言えませんが。

#### 【議長】

そうですね、大事な課題を指摘されました。それでは、時間の関係で8番の問題に入りたいと思います。インターネット・携帯サイトによる人権侵害ということで、これも学校支援課の方からお願いします。

#### 【学校支援課】

インターネット及び携帯サイトによる人権侵害という部分の中では、私共、児童生徒への指導については、中学校による技術家庭科あるいは、それぞれ小学校、中学校での道徳、特活の時間を利用して、情報モラルあるいは、情報に関する参画する態度、あるいは情報技術等の領域で県の教育委員会が作成した、スマートフォンの機器から子どもを守る教師用指導資料というものがございますので、それを利用して指導しているところでございます。また、保護者への啓発これが不可欠であると思っております、私共は松阪市としまして、平成27年度から本居宣長さんの教え5つのチャレンジというリーフレットを作製させていただきました。その中でも、各子どもたちのスマートフォン等インターネット等での利用状況などが分かってきておりますので、そのリーフレットを活用してルール作りと協力を依頼しているところです。また、ネットの利活用についての保護者用、啓発用のリーフレット。これも作製し、活用しているという事でご

ざいます。これにつきましては、全国の調査がある中で、松阪市におきましても、インターネットや携帯サイトによる利用状況が、大変子どもたち多くなってきているというデータも出ておりますので、それに基づいて先ほどからの説明にあります。保護者へも啓発を努めて、取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

#### 【議長】

どうもありがとうございました。それでは、インターネット・携帯サイトによる人権侵害ということで、学校支援課の方でこの問題を取り上げられているという事は、学校の中でいろんなインターネットや携帯電話での問題やトラブルがあって、それについて現実的なお話が学校からも入ってくるということで、これに取り組まれてるということですか？

#### 【学校支援課】

実際にやはり学校の中で、特に中学校が多いのですが、携帯等で、LINE で繋がっている中で、誹謗中傷する。それから誰がしたかわからないような形でもって誹謗中傷するというような、そういう事案も起きております。県の教育委員会と一緒に、連携して私共、子どもたちにしっかりと情報教育に取り組んでいるという事がございます。先ほどお見せしませんでしたけれども、リーフレットがございまして、このリーフレットでもって、先ほど具体的に言いませんでしたけれども、全国学力学習状況調査の子どもたちへの質問紙がございまして、その質問紙でもってどれぐらい一日にインターネットやメールをしているかというようなデータが出ております。そうすると全国と比較しまして、松阪市の子どもたちの利用率は全国よりも少し多い、一方で読書活動等が若干全国よりも読書、本を読む機会が少ないというようなことも出ておりますので、私共、学校支援課として取り組んでいるところでございます。それから保護者の方への啓発という部分においては、これも私共の方で出しているのですが、「正しく知ろう、使い方家庭で話そう我が家のルール」というリーフレットを別に作りまして、家でもって、携帯やスマホの使い方を、一緒に話し合っていて、取り組んでもらいたいということで、こういうリーフレットも使って取り組んでいるところでございます。

#### 【議長】

どうもありがとうございます。それでは、ご意見ご質問なにか。

#### 【委員】

人権擁護委員の中でも、得意不得意がありまして。そういうことさっぱりわからないという委員もございました。しかし、それではもし悩みの相談を受けても全く分からないと、すぐ法務局職員に代わっていくという事では、それではよろしくないということで、色々講演会と研修会を受けたのですが、私が一番印象に残ったのは警察の方から来ていただきました、そういった問題を、特に小学校、中学校の問題。その方の話を伺って、要は機械の取り扱いを知る、知らないも大事ですけど、結局その悩んでいる、依存症も含めて、生徒たちに、声をかけて寄り添って行くことが大事なんだと。スマホだけに没頭していくというか。そんな中でもう一つ言われたのは、色々な問題が起こった時に最後はそんなはずじゃなかったと皆が言うことです。ですので、そんなはずじゃなかったことはない、それはもう加害者でもあり、自分は被害者のつもりが、いつの間にか加害者になっているわけです。だから手っ取り早いのは事件の内容を教えることだと言われ

ました。全国起っている、三重県だから、田舎だからそんな事件は無いだろう、そんなことはありえないと。田舎のほうほど問題がおこりつつあるのが現状だというお話もあったりして。私も思いました、中学生の皆さんとか高校生もそうかもわかりませんが。そういうことをすれば、続けていけば、やればこんな大変なことになるんだという。いわゆる事件を教えていくのは早いのかなと、自分なりにこう1つ感じた印象ですけれど、保護者でもやっぱり得意不得意があって、そういうことはさっぱりわからないという。おじいさん、おばあさんに買ってもらうなど、色々な問題が山積みかと思えますので、丁寧に小学校のころから中学校、高校と、教育の現場で色々なことをともに教えて頂く、考えて頂けるといいのかなと思います。以上です。

**【議長】**

どうもありがとうございました。

**【委員】**

今のインターネットの携帯サイトによる人権侵害、この件は現代の風習だと思われるので、この件に関しても高齢者の方々はちょっと苦手と思われる方が多いですが、若い人たちのために、色々な害のある事や、そういったことに関しても色々議論して、深めていただければと思います。

**【議長】**

学校支援課の方としては、今後の課題、取り組みなど、もし御有りだったら紹介してもらえますか？

**【学校支援課】**

私共としましては、まず先ほどのLINE等による誹謗中傷。それは大変すごいスピードで拡散します。その中で、松阪市教育委員会だけでは、防ぎきれないところがあって、県の教育委員会のネットパトロールで、絶えずそういう情報を見て頂いています。そして松阪に関するそういったところが検索できれば、すぐに絶えず連絡をいただいて、私共も具体的にそここのところに指導をするといったことを、対策的にはやっています。ただ、これがいいんだというものではないという事の中で、先ほども説明させていただいたように、技術家庭科あるいは道徳、特活、そういうところでネットモラルということをしっかり教えていくという事が1つです。それともう1つは、教育の情報化、これは避けて通れません。そういう中で、松阪市においては、中学校においてタブレットを活用して1人1台タブレットを使って学習をしているところが、先行的にやっているのですが、中学校で3校ございます。そういう中では、いかに有効で、いかに素晴らしいものか。ただ使い方によってはこういった事になるというようなことも実際にやる中で、かなり有効になってきておりますので、こういう教育の情報化をやっぴり進めていきたい、そういうようなことも1つの取り組みとして考えているところです。よろしく申し上げます。

**【議長】**

どうもありがとうございました。かなり情報教育の問題というのは、いま私たち自身が問われている人間としてどのように生きるか、どのようなことを大切にしながら教育という問題を考えるのかということについて、本当に根本的な問題を問われているということで考えますけれど、そういうことでは、やはり人間教育です。どのように人間というのは生きていったほうが良いのか、

生きていけるのかという、人間の問題だと思いますけれど。それでは時間的に来ましたもので、最後の問題ですね、労働者の人権ということで商工政策課の方からお願いします。

#### 【商工政策課】

商工政策課でございます。宜しく願い致します。商工政策課といたしましては、こちらの 26 年度、27 年度の間に開催しました、就職面接会の追跡調査という事で、数値を挙げさせていただいております。津、松阪地域の高校生就職面接会内定者数という事なのですが、26 年度 21 人、27 年度 17 人となっております。24 年、25 年と比較しますと、年々数値が下がっておりますが、これは逆に良いことです。といいますのも、この就職面接会に来られる方というのは、高校の学校内で就職の内定がうまくいかなかった方が来られるという事ですので、こちらの方は景気の回復傾向とともに、参加する方の絶対数が下がってきているという事で、かえって少なくなっていく事が良いことだと我々は分析しております。続きまして、障がい者就職面接会の採用者数ということで平成 26 年度 10 人、平成 27 年度 12 人という数値が挙がっております。平成 27 年度につきまして内訳といたしましては身体の方が 6 人、知的の方が 3 人、精神の方が 3 人という風な形でございます。大体 10 人から 15 人という形で毎年度推移をしている形ですけれども、27 年度でご説明申し上げますと参加企業数が 20 社で、採用が 12 人という事ですので、比較的高い率で採用が実現しているという分析をしております。あと一番下の航空機産業就職面接会、これは内定者数なのですが、平成 27 年度 36 人ということで、松阪の中核工業団地の方に MRJ やボーイングの部品生産の企業、ものづくり集団がやってきているのですが、そちらで大量採用するという事でこの地域から就職につながっております。労働者の人権という視点からですが、やはり会議の最初の方で障害者団体連合会の委員の方からもご紹介有りましたけれど、やはり 1 つの指標になってくるのが障がい者雇用率という部分です。先ほど数値も仰っていただきましたけれども、法定雇用率は 2% ですが、それに対して三重県全体は今年 2.04% でクリアしております。これは全国 20 位ということです。ハローワークというのは管内別になっておりまして、ハローワーク松阪管内、これは松阪市と多気郡 3 町になるのですが、その数値を見ますと実は 1.75 という事で 2% を割っております。数字としては低いのですが、この数値の対象を報告しなくてはいけない企業というのが従業員 50 人以上の会社、法定雇用率 2% ということなので 50 人に 1 人は障がいをお持ちの方を採用するという法の主旨となっております。こちらですけども松阪市内の特徴というか、決して障がいをお持ちの方が働いていないのではないという事を分析しております。50 人未満の企業が多い、それと法定雇用率の障がい者の数字の引っ張り方なのですが、本社がある、例えば松阪市に工場があって、そこでたくさん労働されてみえても、本社があるところでカウントされてしまう。そういったところで我々も、これはハローワーク松阪もそうなのですが、非常にジレンマがある、これどうやってわかってもらうかなのです。当然昔から、障がい者雇用率というのはそういった算出をしておりますので、それ以外の数字というのが、実際ございません。非常にどうしたら松阪で障がい者の方働いてみえるとわかっていただけるのかというジレンマもあるのですけれど、啓発しかありませんので、少し取り組みをさせていただいているところです。今日ご欠席ですけど、松阪人権啓発企業連絡会こちらと私共の方も連携をさせていただいております。毎年毎年、企業連絡会と共に、例えば平成 30 年からは、精神障がいの方の雇用の義務化というのが法で定められております。そういったあたりを、障がいあゆみ課に説明を頂いたり、我々も説明をさせていただいたり、企業訪問をさせていただく中で、こういった企業に訪問させていただいてお話をし、ご理解をいただく。すでに精神障がいの方を雇用してみえる

事業所の事例を紹介させていただいて、そんなに難しい話ではないという事例を、それをお知らせさせていただいて、ご理解をいただく、そういった取り組みもさせていただいているところでございます。あとは高校生の方に、将来職業選択を拡げて頂くために、キャリア教育啓発という事で、例えば先ほど申し上げました、松阪にボーイングやMRJ、そういった航空機のものづくりですごく技術的に長けている優秀な企業がたくさん来ている。そういったところもありますというご説明をする。早期就職意識啓発ということで、やはり近くに大学が少ないものですからみんな高校を卒業しますと、東京なり大阪なりそういう都市部に出ていきますので、そのまま戻ってこれない方等々もございますので、そういった方々に対して、この地域も非常に素晴らしい企業があるということでご紹介して出来る限りこちらへ戻ってきていただけるような取り組み、そういったものもさせていただいております。私共今日もですね実は実習をしているのですが、潜在専門職というトレーニングプロジェクトを私共の方でしておりまして、この地域で慢性的に人材不足が生じる、そういったところにスポットを当て、人材不足でしたら市民生活に不安を及ぼす恐れがある職種を対象に復職をしてもらおうという事業をやっています。その資格を持っている看護師、介護士、保育士という3つの職種にスポットを当てまして、例えば結婚や育児のために一旦仕事を辞めざるを得ない、休まざるを得ないという方が事実たくさんおみえです。そういった方々への精神的な不安や、長年休んでみえるので技術的に不安を持ってみえる、そういった方々の背中を押させていただくと言えれば偉そうなのですが、そういったことで復職を支援するという形でさせてもらっています。それと人権啓発企業連絡会の方へ私共の方から、採用に関する時に、公正採用選考という人権啓発担当者会議というものがありまして、そちらの方でも毎年、採用時期の前に企業に面接の仕方や、差別とかそういったことを助長するような面接の仕方はいけませんといった啓発をしながら、一緒に勉強をするという形の取り組みもさせていただいているところでございます。以上でございます。

**【議長】**

どうもありがとうございました。それではご質問ご意見有りませんか？

**【委員】**

ハローワーク経由で重度の子を採用すると国の援助がありますよね3年間、2年間になったかどうか分かりませんが。それで小さな企業ですと一旦採用し、その補助が打ち切られたらクビにするというお話を聞いたことがあるのですが、金銭面もあろうけれども継続採用というのをとにかく進めて頂くように指導の方もしていただきたいというのは一部で聞いたたことがありますので、ちょっとこの場で意見として出させていただきます。

**【議長】**

そうですね、そういった補助金をうまく得るというような。

**【委員】**

補助金が切れたから解雇します、代わりの人雇いますというのがあると聞いたことがある、どこというわけでもないのですけれど。そういう場合もあるということで。

### 【議長】

そういった事を具体的に監視する、色々なアドバイスする、話し合いをするというようなことがあるのですか？

### 【商工政策課】

私共もそのようなことを聞いたことがある気がします。ただ、ハローワークの方も、そのような事象があれば、乗り出して調査をしてという形にはなるのですが。聞き取っても、やはり自己都合です等とそういった形でうやむやになっていく事がどうも多いというのも聞いております。ですから実際にそうだったのかという部分というのは実はわからないというやはりそういう事を聞いたから動き出すというものはあるのですが、実際にそうだったというところまではたどり着かないというところ。ただ、そういった制度的な部分で、ちょっと国の方の制度もそういった部分。やはりそういうのは国の方も承知しておりますので、その辺りは私共の方も見つけたら、聞いたらハローワークの方へは報告をするなど、そういう形では対処しております。

### 【委員】

せっかく就労したのに、補助金ないのであなたを解雇しますと言われたら困ると思います。現実にはどの程度あるというのはわからないけれど聞いたことがあるということです。私も昔そのシステムで採用されてずっと20何年務めましたけれども、ですがそういう事があると聞いたことがありますので。この場で出させていただきます。

### 【議長】

少し話が違いますが昨日NHKの9時のニュースで、知的障がい者の人たちの最低賃金、その最低賃金を下回っているのに、それを無視して雇用を続けていた。というような事があつたりする場合もあるのではないかと思います。私もある事業所のことを知っていますけれども、その障がいのある人たちを雇ってあげているというような、そういった言い方をされました。私もちょっとおかしいなと思い聞きにいきました。雇ってあげているから、もちろん私の方が頑張っているんだよという言い方で、最低賃金を下回っていても、そういった論理で説明されました。そういうところではいろんな問題が今後も、権利の問題が議論されるようになっていくと思います。最低賃金で、特に知的障がいのある人たちの場合は、厚生労働省が調査しているのでも大体月12万という平均賃金です。そういったところで今後は色々あると思いますけれどもよろしく願います。ということでかなり時間がオーバーしましたが、そういうことで今日はどうも、ありがとうございました。色々な担当課の方に、色々な思いを話していただいて、私たち委員も色々なことを知る機会にもなりました。このようなことで基本的には従来の評価の仕方ではなくて具体的な思いを受け取りながら評価ということを考えていこうじゃないかということ審議会は考えています。そういうことで最後に事務局の方から願います。

### 【事務局】

長時間に渡るご審議ありがとうございました。

〔次回以降の開催予定日を伝える。2月17日金曜日市役所5階右側第1会議室にて開催予定。第3回は3月22日水曜日市役所5階右側第1会議室にて開催予定〕

〔今審議会当初に出ていた人権講演会のアンケートを配布する旨を伝える〕

〔松阪市人権施策行動計画事業評価の内容の訂正を伝える。〕

**【議長】**

今日はどうも長時間に渡って丁寧な各課からのご説明どうもありがとうございました。今日はどうも熱心なご議論ありがとうございました。また今後ともよろしく申し上げます。

(16 : 45 終了)